

委員会提出議案第3－4号

あきる野市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和3年9月27日

あきる野市議会議長 中 嶋 博 幸 殿

提出者 議会運営委員会委員長 村 野 栄 一

提案理由

議場改修及びタブレット端末を導入したことに伴い、規定を整備する必要があるため。

あきる野市議会会議規則の一部を改正する規則

あきる野市議会会議規則（平成7年あきる野市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第51条第1項中「登壇して」を「演壇又は質問席において」に改め、同条第2項中「登壇させる」を「演壇又は質問席で発言させる」に改める。

第71条の見出し中「起立」を「起立等」に改め、同条に次の3項を加える。

- 3 第1項及び第77条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子採決システムにより表決をとることができる。
- 4 電子採決システムにより表決をとる場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。
- 5 電子採決システムにより表決をとる場合において、議長が採決の確定の宣告をしたときに賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなす。

第132条の見出し中「起立」を「起立等」に改め、同条に次の3項を加える。

- 3 第1項及び第138条ただし書の規定にかかわらず、委員長が必要があると認めるときは、電子採決システムにより表決をとることができる。
- 4 電子採決システムにより表決をとる場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。
- 5 電子採決システムにより表決をとる場合において、委員長が採決の確定の宣告をしたときに賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなす。

第158条の見出し中「閲読禁止」を「閲読等の禁止」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 議員及び市長その他の関係機関は、会議中に情報通信端末機器を用いて、会議に関係のないインターネット情報を読し、又は電子メール、ソーシャルメディア等を利用してはならない。

第159条の見出し中「配布許可」を「配布等の許可」に改め、同条中「とき」を「場合及び資料、新聞、文書等をモニター等に表示する場合」に改め、同条の次に次の1項を加える。

（情報通信端末機器の使用）

第159条の2 議員は、情報通信端末機器（議長が貸与するものに限る。）を会議において使用することができる。

- 2 市長その他の関係機関は、情報通信端末機器を会議において使用することができる。

第160条の見出し中「登壇」を「登壇等」に改め、同条中「登って」を「登り、又は質問席に着いて」に改める。

別表に次のように加える。

タブレット等活用推進委員会	情報通信端末機器の活用に関する協議	タブレット等活用推進委員会委員	タブレット等活用推進委員会委員長
---------------	-------------------	-----------------	------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。